

(参議院通常選挙)ポスター掲示場掲示板及び資材仕様書

品名	参議院通常選挙ポスター掲示板 資材(角材、杭)
数量	下記の仕様欄のとおり
納入場所	指定する場所
納入期限	指定する日(選挙の公示の前日までの設置、選挙期日後4日後までの撤去処分)
仕様	

ポスター掲示板	参考品目
	株式会社タナカ STボード

- 掲示板は、それぞれにつき次のような構成とする。
- ア 作成

「再生紙製耐水ボード」、「ペットファブ・ファイバーボード」又は「再生樹脂ボード」でエコマーク又はグリーンマーク認定製品(いずれかで統一すること。)であり、裏枠をつけること(別紙図のとおり)。

※表面に画鋸を刺すことができるものとし、金属製の物は除く。
- イ 通常の野天使用において、変色・変形・膨張・断列等に対し60日以上耐久性があること。また、これまで本業務と同種の使用実績において不具合のあったものは使用しないこと。
- ウ 掲示板の表面印刷

【参議院(選挙区選出)議員選挙】※別紙図面のとおり

表示欄: 標題、注意書、設置者名、一連番号

規格及び区分欄: 別紙図のとおり

数量: 151枚(内予備1枚)

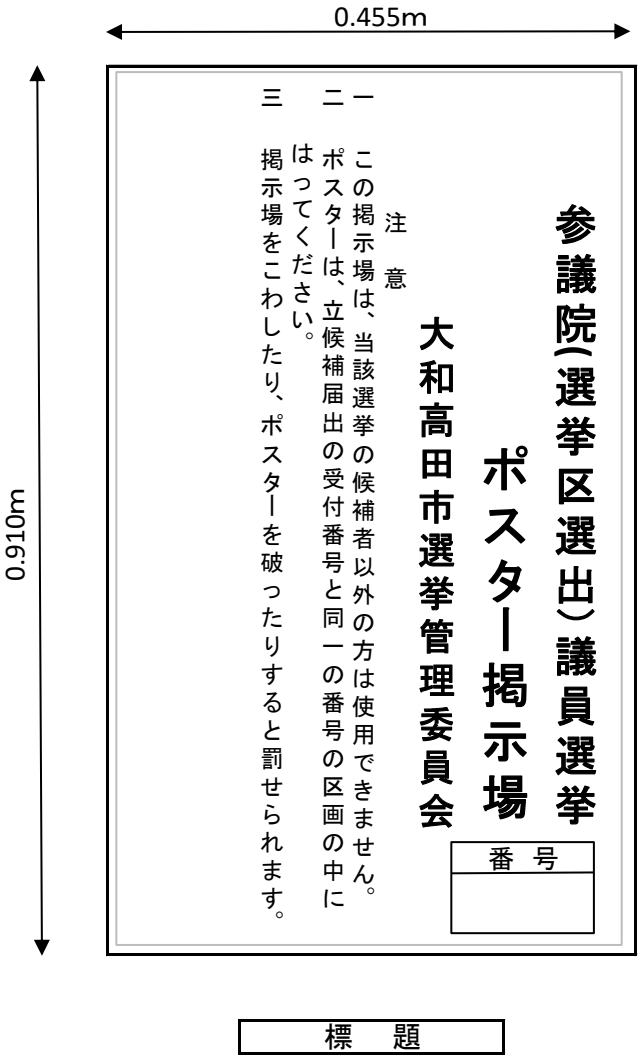
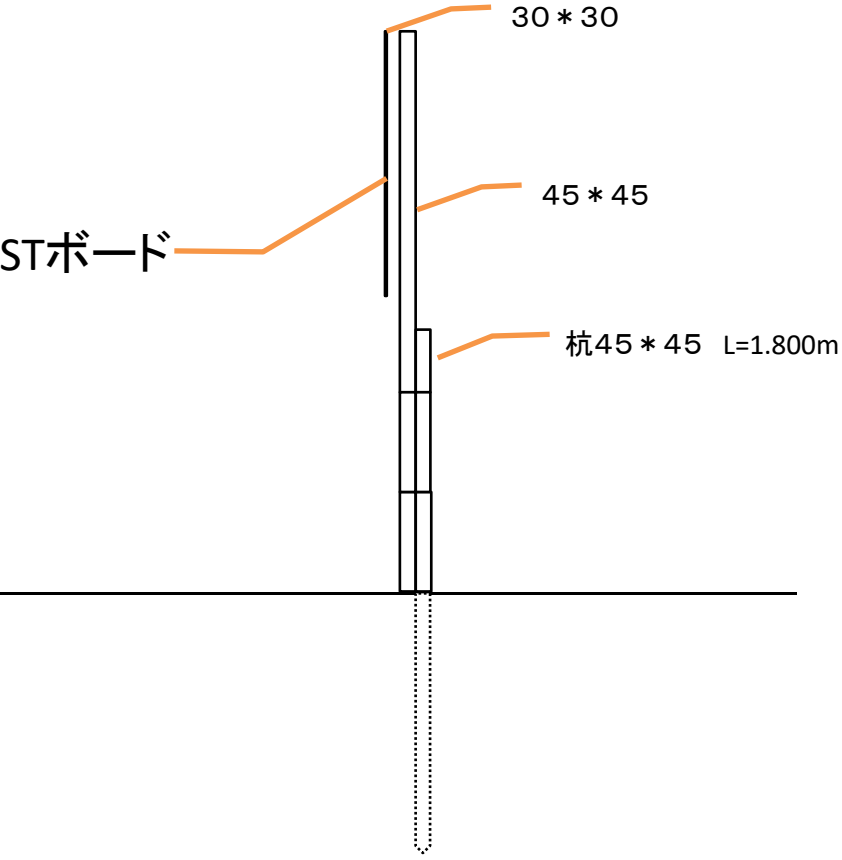
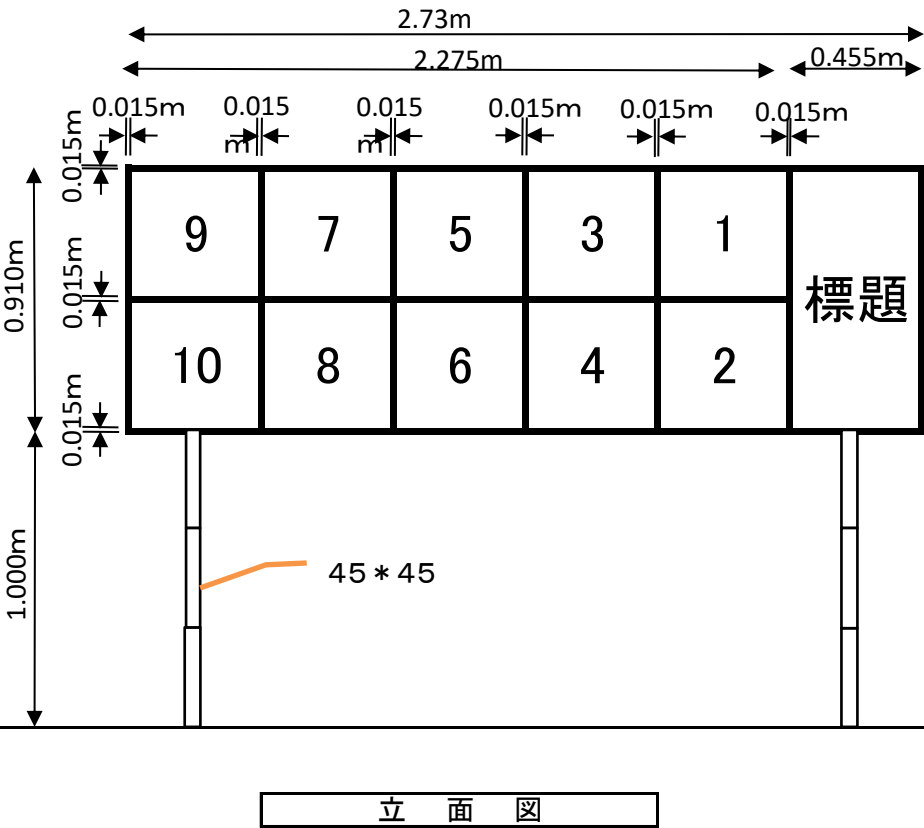
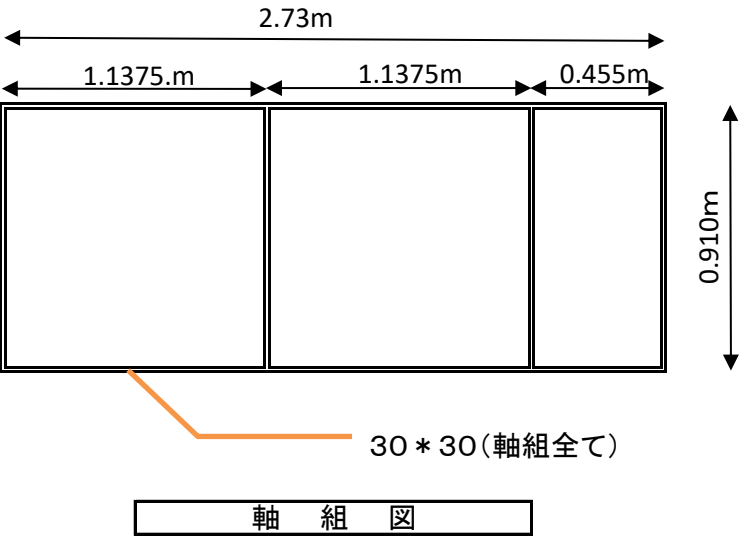
資材 (角材・杭)	参考品目
	指定無し

- 【角材】

規格: 45mm角 (別紙図面のとおり)
- 【杭】

規格: 45mm×45mm (別紙図のとおり)
- ※角材と杭の材質は、桤と同等以上の強度のものとする。

その他のここに定めのない仕様の詳細については、落札業者決定後選挙管理委員会と協議して決めるものとします。



参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置仕様

1. 掲示場の各区画に右上段から右下段への順に順次、左へ一連の番号（アラビア数字）をつける。
2. 設置する際には次のことを確認のうえ設置すること。
 - ・区画の大きさは、縦・横それぞれ42センチ以上で、その区画が明確であること。
 - ・参議院議員通常選挙の区画数は10区画であること。
 - ・ポスター掲示場に記載する文字、数字及び区画の線は、黒色を使用し、また区画の線については幅1.5センチメートルであること。
 - ・掲示場の向かって右面に、選挙名、委員会名、番号名と次の注意事項を予め記載すること。
 - 一 この掲示場は、当該選挙の候補者以外の方は使用できません。
 - 二 ポスターは、立候補届出の受付番号と同一の番号の区画の中にはってください。
 - 三 掲示場をこわしたり、ポスターを破ったりすると罰せられます。
3. ポスター掲示場の設置等
公示日の前日までに全て設置完了すること。
4. その他
公示日に区画以上の立候補届があれば、迅速かつ適正に増設等の処置をしますので可能な限り人員等について配慮願います。
5. ポスター掲示場の設置場所の数は150箇所です。
6. 様式（枠数）・設置数等に変更が生じた場合は、価格調整をおこなう場合がある。
7. 奈良県屋外広告物条例による屋外広告業の登録を受けていること。
8. 設置場所の詳細及び設置方法は選挙管理委員会と協議し、適切な方法で設置して下さい。
9. 設置したポスター掲示場の汚損や破損が無いか定期的に巡回し確認すること。
また、汚損や破損を確認した場合、選挙管理委員会事務局に報告し指示を受け迅速に対応すること。